

税務相談室

宿日直料、残業食事代等の税務

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問：当院では、看護師に宿直料X,000円、日直料Y,000円を支給しています。また、従業員が残業をする場合は食事を提供しています。その他、役職員を対象に昼食を提供し、食事代の50%相当額を徴収しています。以上のことについて税務上の問題点、アドバイスがあればご教示下さい。

お答え：はじめのご質問ですが、宿日直料については、原則として4,000円までの金額については課税されません。

『宿直料または日直料は給与等に該当する。ただし、次のいずれかに該当する宿直料または日直料を除き、その支給の起因となった勤務1回につき支給される金額（宿直または日直の勤務をすることにより支給される金額）のうち、4,000円（宿直または日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については課税しないものとする。』（所基通28-1）。

- (1) 休日または夜間の留守番だけを行うために雇用された者およびその場所に居住し、休日または夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された者に当該留守番に相当する勤務について支給される宿直料または日直料。
- (2) 宿直または日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者およびこれらの勤務をしたことにより、代日休暇を与えられる者に支給される宿直料および日直料。

- (3) 宿直または日直の勤務をする者の通常の給与等の額に比例した金額または当該給与等の額に比例した金額に近似するように、当該給与等の額の段階区分等に応じて定められた金額により支給される宿直料または日直料。

なお、同一人が宿直と日直とを引き続き行った場合は、通常の宿直と日直に相当する勤務時間を経過するごとに宿直または日直を1回行ったとして28-1のただし書きの取扱いが適用されます（所基通28-2）。

2番目の従業員の残業による食事代ですが、原則として課税されません。『使用者が、残業または宿直もしくは日直をした者（その者の通常の勤務時間外における勤務としてこれらの勤務を行った者に限る。）に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については課税しなくて差し支えない。（所基通36-24、平11課所4-25改正）。

3番目の役職員を対象に昼食を提供し、その食事代の50%相当額を徴収しているとのことですが、その食事代の50%相当額を徴収していれば、原則として問題はありません。

ただし、その食事の価額からその実際の徴収している対価の額を控除した残額が消費税抜きで、月額3,500円を超える場合はその超える部分については給与所得として課税されます。

なお、徴収している食事の対価がその食事の価額の50%未満である場合には、その食事の価額からその食事の対価として徴収している金額を控除した残額が給与所得として課税されます。

徴収している食事の対価はその食事の価額の50%以上ですが、その食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した額が月額3,500円を超える場合には、その食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が給与所得として課税されます（所基通36-38の2）。

食事の評価（所基通36-38）

役職員に支給する食事の評価は、次のように計算します。

- (1) 使用者が調理して支給する食事…その食事の材料等に要する直接費の額に相当する額。
- (2) 使用者が購入して支給する食事…その食事の購入価額に相当する金額。